

4 自然再生基本方針について

21世紀『環の国』づくり会議 (H13.7)	H13 (2001)
新・生物多様性国家戦略 (H14.3 閣議決定)	H14 (2002)
最初の法定協議会が発足 (H15.7)	H15 (2003)
第三次環境基本計画 (H15.7 閣議決定)	H16 (2004)
	H17 (2005)
	H18 (2006)
第三次生物多様性国家戦略 (H19.11 閣議決定)	H19 (2007)
生物多様性基本法 (H20.6 施行)	H20 (2008)
	H21 (2009)
生物多様性国家戦略2010 (H22.4 閣議決定)	H22 (2010)
東日本大震災 (H23.3)	H23 (2011)
第四次環境基本計画 (H24.4 閣議決定)	H24 (2012)
生物多様性国家戦略2012-2020 (H24.9 閣議決定)	H25 (2013)
	H26 (2014)
国土利用計画 (全国計画) (H27.8 閣議決定)	H27 (2015)
持続可能な開発目標 (SDGs) の採択 (H27.9)	H28 (2016)
	H29 (2017)
「種の保存法」改正 (H29.6)	H30 (2018)
第五次環境基本計画 (H30.4 閣議決定)	H30 (2018)
気候変動的応法 (H30.12 施行)	R元 (2019)
	R02 (2020)

平成15年1月1日 施行
自然再生推進法

平成15年4月1日 閣議決定
自然再生基本方針

「自然再生推進法」の第7条に基づき自然再生を総合的に推進するための基本的な方向として、過去の社会経済活動により損なわれた自然環境を取り戻すこと、地域に固有の自然環境の再生を目指すため、地域の自主性を尊重しつつ地域の多様な主体の参加・連携を図ること、科学的知見に基づき、長期的視点で順応的に取り組むことを規定

平成20年10月31日 閣議決定
自然再生基本方針 (第1回変更)

地域産業との連携、地域社会への活性化への貢献、協議化の取組に対する視線の強化、生態系ネットワークを踏まえて全国的、広域的な視点からの取組強化、地球温暖化の影響も考慮した取組の推進、学校学習から生涯学習まで自然環境学習の推進の観点の追加

平成26年11月12日 閣議決定
自然再生基本方針 (第2回変更)

環境教育にESD (持続可能な開発のための教育) の観点を導入、企業との連携、継続実施に向けた担い手育成の推進、希少種対策・外来種対策の推進、東日本大震災を踏まえた取組 (森里川海のつながり、自然生態系を活用した防災・減災)、自然再生による知己コミュニティの保全・再生、小さな自然再生の推進の観点の追加

令和元年12月20日 閣議決定
自然再生基本方針 (第3回変更)

自然再生基本方針見直し(令和元年12月閣議決定)のポイント

人口減少や災害の頻発に対応して生態系の持つ防災・減災機能に着目するなどの社会情勢の変化、気候変動適応法の成立、環境基本法に基づく第五次環境基本計画の策定、などの自然再生を取り巻く状況の変化を踏まえ、主に4つのポイントを柱に見直しを行い、自然再生基本方針を変更しました。

ポイント 1

新たな施策の追加

- 国際的な目標である「持続可能な開発目標」(SDGs)を活用した取組について記載
- 持続可能な開発目標を地域において実現するための新たな施策である「地域循環共生圏」構築を含む取組や企業と連携した取組について追加

ポイント 2

情勢の変化等の自然再生への反映

- 人口減少、高齢化、里山の現状等、自然環境を取り巻く状況の変化の反映
- 希少種の保全及び外来種対策にかかる情報の反映
- 生態系の防災・減災機能の発揮の推進にかかる情報の反映
- 生態系ネットワーク形成の推進にかかる情報の反映
- グリーンインフラの推進にかかる情報の反映

ポイント 3

法律の制定・改正に応じた内容の強化

- 「気候変動適応法」の成立を踏まえ、炭素貯蔵や温室効果ガスへの配慮を追記
- 「種の保存法」の改正や、新たな「希少野生動物種保全基本方針」を踏まえ、外来種の侵入への配慮等を追記

ポイント 4

よりわかりやすい構成に変更

- 自然再生の推進に関する重要事項や環境学習についての項目を整理し、一か所にまとめて記載するなど、わかりやすい構成に変更